南山学園内部統制システム整備の基本方針

学校法人南山学園(以下「本学園」という。)は、2025年1月31日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合することおよび業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本学園の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為ならびに寄附行為施行細則および理事会・評議員会等付議事項一覧に基づき、理事会および評議員会の役割、権限および体制を明確にし、適切な理事会および評議員会の運営を行う。
- ③ 寄附行為施行細則および理事会・評議員会等付議事項一覧に基づき、業務を執行する理事 の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ④ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、 機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑤ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄 附行為、事務局文書規程、事務局文書作成要項および事務局文書保存規程に基づき、適切に 作成、保存および管理する。
- ⑥ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査室を設置し、業務の適正および効率性を確保 するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、危機管理体制ガイドラインを整備し、役割権限、リスクの評価方法、 リスク対応方法等を明確にする。
- ② 法人本部個人情報保護に関するガイドラインおよび法人本部個人情報保護に関する規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令および本学園の規程等に基づき、職務執行部署 が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、危機管理委員会が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを内部監査委員会による内部監査を通して監査するとともに、学校法人運営に関するすべての決定および手続が法令遵守しているかを内部監査室が検証し、その結果について業務を執行する理事および理事会に報告する。
- ⑤ 本学園の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議 し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めると ともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

- ⑦ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止および知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。
- ⑧ 理事会は、毎年、業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制に ついても見直しを行う。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事および職員が法令ならびに寄附行為および本学園の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、職員憲章およびコンプライアンス推進規程を定める。
- ② 本学園のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育および啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 本学園の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、 速やかな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口または監事に対しコンプライアンスに 関する相談または違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いは行わない。
- ④ 内部監査委員会による内部監査ならびに内部監査室は、職員等の職務執行状況について、 コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。理事等は、当該監査結 果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、本学園の規程に従って、理事会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備(監事の監査業務の適正性を確保するための体制)

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席ならびに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議および決定内容の 適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類および情報について、その整備・保存・管理および開示の状況など、 情報保存管理体制および情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事は、その職務を行うために必要があるときは、弁護士等の外部専門家と連携することができる。
- ⑥ 監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置する。
- ⑦ 補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものと し、当該補助職員の異動、人事評価および懲戒等については、監事の意見を尊重する。
- ⑧ 補助職員は、監事に同行して、理事会、評議員会等の重要な会議および理事長との定期的な会合に陪席することができる。
- ⑨ 理事または職員等は、本学園に著しい損害を与えるおそれのある事実または法令、寄附行 為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事ならびに 監事に報告する。
- ⑩ 理事および職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。

- ① 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ② 監事がその職務の執行について生ずる費用の前払いもしくは支出した費用の償還または負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。

附 則

この基本方針は、2025年4月1日から施行する。